

地方公共団体情報システム標準化基本方針の改定の概要 (2024年12月24日閣議決定)

標準化基本方針 (2023年9月)

- 自治体は、2025年度末までに、標準準拠システムへの移行を目指す。
- 2025年度末までの移行が困難なシステムは、デジタル庁及び総務省において、当該システムの状況を十分に把握した上で、所要の移行完了の期限を設定。

取組状況

- 自治体における事業者との具体的な移行スケジュールの調整など取組が進捗し、その状況や課題を把握。
- デジタル庁において、主要な事業者の標準準拠システムの開発状況を確認。

今回の改定のポイント

1. 標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行の実現

現行システムから**2025年度末までの移行**を着実に推進。その際、**ガバメントクラウドの利用促進策**（利用料の低減等）、**移行後の経過措置**（一部機能の移行後の実装等）を講じて、**円滑な移行を後押し**。

2. 2026年度以降の移行が具体化したシステムへの対応

移行の難易度が極めて高いシステムに加え、事業者のリソース逼迫などの事情により、2026年度以降の移行とならざるを得ないことが具体化したシステムについて、「**特定移行支援システム**」として、**国として積極的に支援**することを明確化。自治体からの申し出のあった移行スケジュールも踏まえて、概ね5年以内に移行できるようにする。

3. 移行後の安定的な制度運営に向けた対応

標準仕様書の改定が必要となった場合には、制度所管省庁は、速やかに、デジタル庁・総務省と協議する。また、**標準仕様書の改定は、遅くとも施行日の1年以上前とし、それが困難な場合であっても、制度改正の検討段階から、広く自治体や事業者に影響を確認し、標準仕様書の改定案をできる限り早期に公開**することを徹底。

4. 確実な移行経費の支援

デジタル基盤改革支援基金の設置年限（2025年度末）について、**5年延長**を目的に検討。